

初期消火資機材の整備及び更新について

消防用ホース及び当該格納箱等の初期消火資機材につきましては、次の補助金をご活用いただく等して、各自主防災組織等で整備及び更新を行っていただいております。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

留意点

ご活用いただける補助金は、「①初期消火資機材整備等補助金」及び「②自主防災組織資機材整備事業補助金」及びの2種類あり、各補助金の概要は、次のとおりです。なお、整備時期につきましては、予算措置の状況等により、ご希望に沿うことができない可能性もございますので、事前にご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

※参考事例：消防用ホース格納箱（900mm×600mm×270mm）整備費

- ・鉄製 ：24,300円/基 ～
- ・ステンレス製：28,300円/基 ～ 消費税込み、取付費別途

①初期消火資機材整備等補助金（市補助）

【補助金の交付】

火災による被害を最小限に抑えるため、自治会、自治振興会、自主防災組織等が実施する消火栓による初期消火資機材の整備又は更新（既存物件の修繕を除く）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するもの。

【補助金の対象経費】

補助金の交付の対象とする初期消火資機材は、次に掲げるもの。

- （1）消防用ホース
- （2）ホース格納箱（取付費を含む）
- （3）管そう
- （4）開栓器
- （5）地下式消火栓マンホール蓋開閉器
- （6）地下式消火栓スタンドパイプ
- （7）前各号に掲げるもののほか、消火栓による初期消火活動に必要と市長が認める設備

【補助金の額】

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内。ただし、1自主防災組織等当たり20万円が限度。

②自主防災組織資機材整備事業補助金（県及び市補助）

【補助金の交付】

災害による被害を最小限に抑えるために不可欠な地域住民の防災力の向上を図るため、自主防災組織が実施する自主防災組織の資機材整備に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するもの。

【補助金の対象経費】

補助金の交付の対象とする資機材は、新たに整備し、又は過去に整備した資機材で耐用年数を相当期間経過したと認められるものの更新（既存物件の修繕を除く）で、次に掲げるもの。ただし、既存物件の処分費用は、補助対象外。

- (1) 消火器、消火栓ホース等初期消火活動に必要な資機材（取付費を含む）
- (2) 無線通信機、担架等救助活動に必要な資機材
- (3) 救急箱、毛布、ろ水器等救護活動に必要な資機材
- (4) ビデオ教材、訓練用消火器等訓練に必要な資機材
- (5) ヘルメット、救命ロープ等避難誘導に必要な資機材
- (6) 簡易な防災倉庫等資機材を保管する施設
- (7) 前各号に掲げるもののほか、自主防災活動に必要と市長が認める資機材

【補助金の額】

補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内。ただし、1自主防災組織当たり30万円が限度。

かつて、本事業の採択は、1自主防災組織当たり1度限りと県段階で定められていましたが、県関連要領の廃止により、同一自主防災組織であっても2度目の申請が可能となりました。

ただし、本事業の目的は、各自主防災組織の計画的な資機材整備を県及び市が側面的に支援することであるため、同一自主防災組織から毎年度連続して申請が行われるということを想定している事業ではございませんので、ご承知の程、よろしくお願いいたします。

また、同一年度に上部組織（自治振興会単位）及び下部組織（町内会単位）の双方ともから申請を行うことはできない（別の年度で各々申請することは可能）とされていますので、地区内で事前に調整をいただきますよう併せてお願い申し上げます。